**平成２７年（フ）第９８４号**
東京都多摩市永山４丁目１－１－817
債務者　相馬　新二
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第９８５号**
東京都多摩市永山４丁目１－１－817
債務者　相馬　裕子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第９８９号**
東京都立川市若葉町１丁目13－２　けやき台団地15棟204
債務者　小原　通重
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第１０００号**
東京都町田市高ヶ坂２丁目36－26　高ケ坂ビレッジＡ－３
債務者　諏訪　美沙
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第６５号**
神奈川県綾瀬市寺尾南２丁目14番１号
債務者　山田　勝巳
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２０号**
神奈川県大和市上和田429番地16
債務者　新井　宗成
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１２４号**
横浜市戸塚区深谷町704番地１
債務者　森　　靖子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４９号**
東京都府中市片町１丁目17番地の４吉田荘302
債務者　田　　春男
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第５１号**
岐阜県下呂市東上田1180番地５
債務者　中　奈津絵
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後３時45分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２６年（フ）第４８２号**
岡山市南区万倍42－36　レオパレスアプリコーゼ209号、住民票上の住所岡山市南区西市146番地35　リビンコート西市1003号室
債務者　細井　浩樹
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１号**
愛媛県八幡浜市保内町川之石１番耕地16番地江ノ口団地
債務者　上田　清貴
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前11時20分
松山地方裁判所大洲支部

**平成２６年（フ）第８６号**
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1150番地１風越団地３－44号
債務者　山下　豊和
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２７年（フ）第２５号**
静岡県藤枝市内瀬戸16番地の51
債務者　中野みえ子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１号**
岡山市南区浦安西町110－17、住民票上の住所岡山市東区東平島1580番地３
債務者　平松敬史郎
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３号**
熊本県阿蘇郡小国町大字北里1696番地
債務者　田北　光生
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部